

(医療法人社団) 白羽会

エール訪問看護ステーション

重要事項説明書及び

訪問看護・介護予防訪問看護サービス

契約書

(介護保険)

重要事項説明書

エール訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が提供する訪問看護及び介護予防訪問看護の内容に関する重要事項を次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人社団白羽会
所在地	千葉県船橋市駿河台1-33-8 ｺﾌﾞｲﾃﾞ ｽﾀｼﾞｱﾑ 駿河台2階201号室
代表者名	理事長 永島 徳人
電話番号	047(411)1666
FAX番号	047(411)1667

2. 事業所の概要

事業所名称	エール訪問看護ステーション
所在地	千葉県船橋市習志野台6-24-10
管理者	佐藤 恵美子
電話番号	047(440)8410
FAX番号	047(440)8411
介護保険指定番号	訪問看護・介護予防訪問看護 (1262890671号)
通常の事業の実施地域	船橋市、習志野市、八千代市 ※その他の地域については要相談
提供するサービスの 第三者評価の実施状況	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

3. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス内容等	人員	
管理者	業務全般の管理	1名（看護師）	
サービス担当職員			
内 訳	看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状況に合わせて必要な看護サービス	28名（常勤26名 非常勤2名）
	准看護師		0名（常勤0名 非常勤0名）
	理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーション	5名（常勤5名 非常勤0名）
	作業療法士		0名
	言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へのリハビリテーション	1名（常勤1名 非常勤0名）
事務担当職員	業務の事務全般	3名（常勤3名 非常勤0名）	

4. 営業日および営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 年末年始（12/30～1/3）、 土日祝日はお休みといたします。	午前9時から午後5時まで ※但し、24時間の連絡体制を整えております。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護サービスを行っています。

5. 運営の方針

運営の方針	<p>(1) 訪問看護サービスの提供にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活に向けて支援します。</p> <p>(2) 訪問看護サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。</p> <p>(3) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なく質問して下さい。</p>
-------	---

6. サービスの内容

サービスの区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画書の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 <p>(1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）</p> <p>(2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）</p> <p>(3) 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）</p> <p>(4) 療養生活や看護方法の指導</p> <p>(5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談</p> <p>(6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護</p> <p>(7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談</p> <p>(8) 終末期の看護</p>

7. 主治医との連携

- (1) 主治医からの指示を文書で受け、訪問看護・介護予防訪問看護のサービス提供を開始します。
- (2) 「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

8. 居宅介護支援事業所等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と綿密な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画書」の写しを利用者の同意を得たうえで居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

9. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行い、その記録は、契約終了日から法令で規定された5年間保存します。
- (2) 事業者は、利用者の求めに応じて、業務の支障のない時間に訪問看護記録表等の記録を閲覧させ、又は謄写に応じます。謄写に際して、事業者は利用者に実費負担を請求できるものとします。

10. 感染対策・衛生管理等

- (1) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。
- (2) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (3) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11. 身体拘束等の適正化

利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない事とし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
【虐待防止に関する責任者：佐藤恵美子（事業所管理者）】
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問看護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、非常災害等に備えて、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

14. 訪問看護の利用料金及び利用料のお支払い方法

訪問看護の利用料金	(1) 介護保険に定める報酬に基づいて、基本料金を利用者に請求いたします。 (2) 介護保険からの給付サービスを利用する場合、サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額によるものとします。 (3) 利用者は、エール訪問看護ステーション料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。
利用料のお支払い方法	(1) 利用料金については、1ヶ月の利用料を明記した請求書をサービス提供月の翌月20日までに送付し同月27日にお支払いいただきます。 (2) お支払方法については、原則として事前にお申込みをされた口座からの自動引き落としとさせていただきますが、やむを得ない事情でその他の支払方法を希望される場合は事業所までご相談ください。また、ご利用後の請求書の金額及び明細にご不明の点がありましたら、当事業所までご連絡ください。

15. 交通費

交通費	(1) 介護保険ご利用者様は、通常の事業の実施地域を越えて行う事業についても交通費のご負担はありません。
-----	--

16. キャンセル料

ご利用様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
ご連絡がご利用日の前日の午後5時以降になった場合 (無断キャンセルの場合も含む)	2000円

※ご利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

17. サービスの利用の開始・中止・変更・追加等

(1) 契約書に表記した契約日より契約を締結し、サービスの提供を開始します。

(2) 契約の終了について

①利用者の要介護認定又は、要支援認定の有効期限満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了日が更新された場合には、更新後の要介護認定の有効期間の満了日を持って契約の満了とします。また、契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対し、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は自動更新するものとします。

②契約書第10条1項、第11条、第12条に該当する事由のあった場合、その事由により契約は終了とします。

(3) 利用者は、契約期間中であっても、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合、利用予定日の7日前までに事業所に申し出て下さい。

(4) 自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときや、その他事業所の都合により、サービスが受けられなかった場合は、他の利用可能期間又は日時を利用者に改めて連絡します。

- (5) 利用者が利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、督促後も契約書第9条第1項に基づき、定めた期間の満了までに支払われない場合、利用者が正当な事由がなく再三サービスの中止を繰り返した場合、利用者が長期入院した場合、若しくは長期利用されない場合、ならびに利用者やその家族等が事業所の職員等に対して、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより契約を解約して終了することがあります。
- (6) 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能
 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他の事業者の責に帰すべからざる事由により訪問看護サービス等の実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該訪問看護サービス等を提供する義務を負いません。
- (7) その他、次の事由に当てはまる場合、文書で通知することによりこの契約を解約させていただきます。
 利用者またはその家族が事業者や事業所職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(身体暴力(たたく等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕をさわる、性的な発言等)及びモラルハラスメント(言葉や態度などによる、精神的な暴力や嫌がらせ等)のハラスメント行為、過剰または不合理な要求や名誉棄損に係る行為等を行い、その状態が改善されない場合。その危害の発生または再発生を防止することが、著しく困難である等により、利用者に対して訪問看護サービスを提供することが著しく困難になった場合。

18. 相談および苦情相談窓口

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

■事業所

事業所名	エール船橋訪問看護ステーション
窓口担当者	佐藤 恵美子
ご利用時間	午前9時から午後5時まで
電話/FAX番号	電話：047-440-8410 / FAX：047-440-8411

■行政機関

市町村	船橋市	所在地	船橋市港町2-10-25 3階
	介護保険課	電話/FAX番号	047-436-2304/047-436-3307
	習志野市	所在地	習志野市鷺沼2-1-1
	介護保険課	電話/FAX番号	047-453-7345/047-453-9309
	八千代市	所在地	八千代市大和田新田312-5
	長寿支援課	電話/FAX番号	047-483-1151/047-480-7566

■国民健康保険連合会

千葉県国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険課 苦情処理係
	所在地	千葉市稲毛区天台6-4-3
	電話/FAX番号	043-254-7428/043-254-0048

19. 秘密保持及び個人情報の保護と個人情報の利用目的

利用者が安心して訪問看護を受けられるように、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ②また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護と個人情報の利用目的について

①個人情報の利用目的について

当事業所では、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。

これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者の同意を頂くように致します。

②個人情報の訂正・利用停止について

当事業所が保有している利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

③個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や謄写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。

なお、謄写については実費負担をお願いしておりますのでご了承ください。

④個人情報の保存・廃棄について

当事業所では契約終了後法令で規定された保存機関（5年）を経過した後に、

個人情報の廃棄を行う際は、焼却や溶解などの方法により復元不可能な形にして廃棄いたします。

【個人情報の利用目的】

訪問看護ステーション内で の利用	<ul style="list-style-type: none">・ご利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）・医療保険・介護保険請求等の事務・会計・経理等の事務・事故等の報告・連絡・相談・ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）・その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務
他の事業所等 への情報提供	<ul style="list-style-type: none">・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答・その他業務委託・家族等介護者への心身の状況説明・医療保険・介護保険事務の委託・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

その他上記以外の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ・訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力 ・学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）
--------------	--

20. 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、ご利用者様家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

21. 損害賠償責任について

(1) 事業者は、契約に基づく訪問看護サービス等の提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

(2) 損害賠償がなされない場合：事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が契約時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が訪問看護サービス等の実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した訪問看護サービス等を原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

22. 緊急時連絡体制

当事業所は、24時間連絡体制にあり、計画的な訪問看護サービス以外に必要な応じて緊急（時）訪問看護を行う場合があります。

23. 緊急時の対応方法

ご相談の内容により、看護師が訪問するか、主治医へ連絡を取らせて頂くか状況判断の上、対応致します。主治医へ連絡を行った場合は、その指示に従い必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じると共に、ご家族または必要な緊急連絡先にご連絡をいたします。

ご利用者様の主治医	医療機関名
	主治医名
電話番号	

(ご家族等の連絡先)

お名前	(続柄)
電話番号	
ご住所	〒

エール訪問看護ステーション 利用料金【介護保険】

(1) 指定訪問看護は、主治医が訪問看護の必要を認めた場合に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づいて訪問看護を提供します。

(2) 訪問看護利用料金表（非課税）

基本単位数×地域区分10.84円

サービス内容	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	単位	サービス提供時間	基本単位
訪問看護 I-1・時間内	3,403円	341円	681円	1,021円	314	1回につき 20分未満	314単位
訪問看護 I-2・時間内	5,105円	511円	1,021円	1,532円	471	1回につき 30分未満	471単位
訪問看護 I-3・時間内	8,921円	893円	1,785円	2,677円	823	1回につき 30分以上60分未満	823単位
訪問看護 I-4・時間内	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,128単位
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	3,186円	319円	638円	956円	294	リハビリ 20分 (※1)	294単位
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	6,373円	638円	1,275円	1,912円	588	リハビリ 40分 294単位×2	
訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)	8,617円	862円	1,724円	2,586円	795	リハビリ 60分 265単位×3	265単位
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 連携訪問看護費(要介護1~4の方)	32,097円	3,210円	6,420円	9,630円	2,961	1か月分定額(1月に准看護師の訪問が 1回でも含まれる場合は所定単位数の 100分の98を算定)	2,961単位
(要介護5の方)	40,769円	4,077円	8,154円	12,231円	3,761		3,761単位
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5,420円	542円	1,084円	1,626円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置 カテーテル等を使用している状態であること	
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2,710円	271円	542円	813円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を 超える褥瘡の状態であること	
専門管理加算(1ヶ月に1回)	2,710円	271円	542円	813円	250	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱 ケアに係る専門の研修を受けた又は特定行為研修を 修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管 理を行った場合に算定	
口腔連携強化加算(1ヶ月に1回)	542円	55円	109円	163円	50	看護師が口腔の健康状態の評価を実施した場合におい て利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門 員に当該評価の結果を情報提供した場合に算定	
複数名訪問看護加算 (I) (30分未満)	2,753円	276円	551円	826円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護 を行った場合に算定	
(30分以上)	4,357円	436円	872円	1,308円	402		
複数名訪問看護加算 (II) (30分未満)	2,178円	218円	436円	654円	201	1回につき看護師と看護補助者が同時に1人の利用者に 訪問看護を行った場合に算定	
(30分以上)	3,436円	344円	688円	1,031円	317		
長時間訪問看護加算	3,252円	326円	651円	976円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算 (I)	3,794円	380円	759円	1,139円	350	新規に訪問看護計画書を作成し、病院・診療所等から 退院した日に初回訪問看護を行った場合に算定	

初回加算(Ⅱ)	3,252円	326円	651円	976円	300	新規に訪問看護計画書を作成し、病院・診療所等から退院した日の翌日以降に初回訪問看護を行った場合に算定
退院時共同指導加算	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算Ⅰ(※2) (1ヶ月に1回)	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する業務管理等の体制の整備が行われている場合に算定
緊急時訪問看護加算Ⅱ(※2) (1ヶ月に1回)	6,222円	623円	1,245円	1,867円	574	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合に算定
ターミナルケア加算(※2)	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円	2,500	死亡月につき1回算定
看護体制強化加算(Ⅰ)	5,962円	597円	1,193円	1,789円	550	1ヶ月につき1回算定
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,618円	217円	434円	651円	200	1ヶ月につき1回算定
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	65円	7円	13円	20円	6	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	32円	4円	7円	10円	3	1回につき

(※1) PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

(※2) 緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算(要介護の方のみ)、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※ 早朝・夜間(訪問開始時間 午前6～8時もしくは午後6時～午後10時) 25%加算 深夜(訪問開始時間 午後10時～午前6時) 50%加算

※ 准看護師が訪問看護を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算出します。

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

エール訪問看護ステーション 利用料金【介護保険】

(3) 介護予防訪問看護利用料金表（非課税）

基本単位数×地域区分10.84円

サービス内容	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	単位	サービス提供時間	基本単位
予防訪問看護Ⅰ-1・時間内	3,284円	329円	657円	986円	303	1回につき 20分未満	303単位
予防訪問看護Ⅰ-2・時間内	4,888円	489円	978円	1,467円	451	1回につき 30分未満	451単位
予防訪問看護Ⅰ-3・時間内	8,606円	861円	1,722円	2,582円	794	1回につき 30分以上60分未満	794単位
予防訪問看護Ⅰ-4・時間内	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,090単位
予防訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	3,078円	308円	616円	924円	284	リハビリ 20分(※1)	284単位
予防訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	6,157円	616円	1,232円	1,848円	568	リハビリ 40分 284単位×2	
予防訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)	4,617円	462円	924円	1,386円	426	リハビリ 60分 142単位×3	
特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回)	5,420円	542円	1,084円	1,626円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回)	2,710円	271円	542円	813円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること	
専門管理加算(1ヶ月に1回)	2,710円	271円	542円	813円	250	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	
口腔連携強化加算(1ヶ月に1回)	542円	55円	109円	163円	50	看護師が口腔の健康状態の評価を実施した場合において利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に当該評価の結果を情報提供した場合に算定	
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分未満)	2,753円	276円	551円	826円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	
	(30分以上)	4,357円	436円	872円	1,308円		
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分未満)	2,178円	218円	436円	654円	201	1回につき看護師と看護補助者が同時に1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	
	(30分以上)	3,436円	344円	688円	1,031円		
長時間訪問看護加算	3,252円	326円	651円	976円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算(Ⅰ)	3,794円	380円	759円	1,139円	350	新規に訪問看護計画書を作成し、病院・診療所等から退院した日に初回訪問看護を行った場合に算定	
初回加算(Ⅱ)	3,252円	326円	651円	976円	300	新規に訪問看護計画書を作成し、病院・診療所等から退院した日の翌日以降に初回訪問看護を行った場合に算定	

退院時共同指導加算	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算Ⅰ(※2) (1ヶ月に1回)	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する業務管理等の体制の整備が行われている場合に算定
緊急時訪問看護加算Ⅱ(※2) (1ヶ月に1回)	6,222円	623円	1,245円	1,867円	574	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合に算定
看護体制強化加算	1,084円	109円	217円	326円	100	1ヶ月につき1回算定
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	65円	7円	13円	20円	6	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	32円	4円	7円	10円	3	1回につき

(※1) PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

(※2) 緊急時訪問看護加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※ 早朝・夜間(訪問開始時間 午前6～8時もしくは午後6時～午後10時) 25%加算 深夜(訪問開始時間 午後10時～午前6時) 50%加算

※ 准看護師が訪問看護を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算出します。

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱは区分支給限度基準額の算定対象外。

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

(4) 保険外 (自費サービス)

算定項目	サービス内容
在宅・施設への訪問看護	60分まで 8,921円
	90分まで 12,227円
在宅・施設への 訪問リハビリ	60分まで 6,373円
	90分まで 8,617円
死後処置	亡くなられた後の処置と処置材料費 25,000円
その他オプション	ご相談に応じます

※ご利用料は、すべて税込みです。

訪問看護・介護予防訪問看護サービス契約書

_____様（以下「利用者」という）と医療法人社団 白羽会 エール訪問看護ステーション（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス等」という）について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法等の関係諸法令及びこの契約に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な訪問看護、介護予防訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条（契約期間と更新）

- （1）契約の有効期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定又は、要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了日が更新された場合には、更新後の要介護認定の有効期間の満了日を持って契約の満了とします。
- （2）前項は、契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対し、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は自動更新するものとします。

第3条（訪問看護計画・介護予防訪問看護計画の作成・変更）

- （1）事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画（以下、「訪問看護計画等」といいます。）を作成します。
- （2）訪問看護計画等は、居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下、「ケアプラン」といいます。）が作成されている場合、そのケアプランの内容に沿って作成します。
- （3）事業者は、訪問看護計画等の内容を、利用者及びその家族に対して説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとします。
- （4）次のいずれかに該当する場合は、事業者は第1条に規定する訪問看護・介護予防訪問看護の目的に従って、訪問看護計画等を変更します。
 - ①利用者の心身の状況、環境などの変化により、当該訪問看護計画等の変更を要する場合
 - ②利用者及びその家族などが、訪問看護計画等の変更を希望する場合
- （5）事業者は、前項の訪問看護計画等の変更を行う場合、利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとします。

第4条（主治医との関係）

- （1）事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護・介護予防訪問看護のサービス提供を開始します。
- （2）事業者は、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条（訪問看護サービス等の内容）

- （1）利用者が提供を受けることのできる訪問看護・介護予防訪問看護のサービス内容については「重要事項説明書」に記載されているとおりです。
- （2）事業者は、「重要事項説明書」の内容について、利用者及びその家族に説明を行います。

第6条（サービス提供の記録）

- （1）事業者は、訪問看護・介護予防訪問看護のサービスの内容等の記録を作成することとし、この契約の終了後法令で規定された保存期間5年間保管します。
- （2）事業者は、法令規定の保存期間5年を経過した後廃棄を行う際は焼却や溶解などの方法により復元不可能な形にして廃棄いたします。
- （3）事業者は、利用者の求めに応じて、業務の支障のない時間に同条第1項の訪問看護記録表等の記録を閲覧させ、又は謄写に応じます。謄写に際して、事業者は利用者に実費負担を請求できるものとします。

第7条（利用料金）

- （1）サービス提供に伴う料金については、「重要事項説明書」に記載するとおりとします。尚、利用者の負担する料金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
- （2）本条に定める利用料金については、サービス利用月の翌月27日に支払うものとし、その支払方法については原則として口座振替とします。
- （3）事業者は、利用者から料金の支払いを受けた際は、利用者に対し領収証を発行します。

第8条（利用料金の変更）

- （1）第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合は、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- （2）事業者は、利用者に対して、あらかじめ文書で通知することにより、利用単位毎の料金の変更を申し入れることができます。
- （3）利用者は、同条第2項の変更に同意することができない場合には、事業者に対し、この契約を解約することができます。

第9条（サービス利用料の滞納）

- （1）利用者が正当な理由なく事業者を支払うべきサービス利用料を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに料金を支払わない場合には契約を解約する旨の催告をすることができます。
- （2）同条第1項の催告をした際は、事業者はケアプランを作成した居宅介護支援事業所等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、ケアプランの変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- （3）事業者は、同条第2項に定める協議等の努力を行い、かつ同条第1項に定める期間が満了となった場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第10条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- （1）利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- ①利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ②利用者が死亡した場合
 - ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑤第11条から第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- （2）事業者は、前項第2号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めるものとします。

第11条（利用者からの契約解除）

- （1）利用者は、事業者に対して契約終了を希望する7日前までに事業者に文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- （2）利用者は、以下の事項に該当した場合は、この契約を即解除することができます。
- ①利用者が入院した場合
- （3）利用者は、事業者若しくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合、文書で通知することにより即時にこの契約を解除することができます。
- ①事業者若しくはサービス従業者が正当な理由なく訪問看護サービス等を提供しない場合
 - ②事業者若しくはサービス従業者が第18条にある守秘義務に違反した場合
 - ③事業者若しくはサービス従業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第12条（事業者からの契約解除）

- （1）事業者は利用者に対し、次の場合には本契約に基づく訪問看護・介護予防訪問看護を解除・終了できるものとします。
- ①利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、適切な訪問看護・介護予防訪問看護の提供を超えると判断された場合
 - ②利用者が契約時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
- （2）事業者は、以下の事項に該当した場合は、利用者に対し文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- ①利用者が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払いの催告をしたにも関わらず、第9条第1項に基づき、定めた期間の満了までに支払われない場合
 - ②利用者又はその家族が故意的または重大な過失により事業者やサービス従業者に対して、利用継続が困難となる程度の、背信行為又は反社会的な行為を行った場合
 - ③利用者が長期入院した場合、若しくは長期利用されない場合
 - ④利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為（身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる、性的な発言等）及びモラルハラスメント（言葉や態度などによる、精神的な暴力や嫌がらせ等）のハラスメント行為を行い、その状態が改善されない場合

第13条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対する訪問看護サービス等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等及び利用者に係る居宅支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

第14条（損害賠償責任）

事業者は、契約に基づく訪問看護サービス等の提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第18条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①利用者が契約時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ②利用者が訪問看護サービス等の実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した訪問看護サービス等を原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- (1) 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他の事業者の責に帰すべからざる事由により訪問看護サービス等の実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該訪問看護サービス等を提供する義務を負いません。
- (2) 前項の場合、事業者は利用者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第17条（サービスの中止）

- (1) 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前日の午後5時まで通知することで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
- (2) 利用者が、サービス実施日の前日の午後5時までに通知することなく、サービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して「重要事項説明書」に定める金額をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第18条（守秘義務）

- (1) 事業者及びサービス従業者は、訪問看護サービス等を提供する上で知り得た利用者及びその家族等の関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約を終了した後も続きます。
- (2) あらかじめ文章により、その情報が用いられる者の事前の同意を得た場合、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で利用者又はその家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

第19条（緊急の対応）

- （1）当事業者は、24時間緊急時連絡体制にあり、計画的な訪問看護・介護予防訪問看護以外に必要な応じて緊急時訪問看護を行うものとします。
- （2）事業者は、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、速やかに主治医への連絡を行い指示に従い必要な措置を講じます。
- （3）事業者は、主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の措置を講じると共に、家族又は必要な連絡を行います。

第20条（身体拘束等の適正化）

利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第21条（虐待防止措置）

虐待を防止する観点から、事業者は虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）の定期的な開催、その結果の従業員への周知徹底、指針の整備、従業員への研修の実施を定期的に行うこととします。

上記措置を適切に実施するための担当者を選定しています。担当者は管理者とする。

第22条（業務継続計画の策定）

事業者は感染症や非常災害の発生時において、訪問看護サービスの提供が継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、従業員への業務継続計画についての周知徹底、従業員への研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を定期的に行うこととします。

また、事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその計画の変更を行うものとします。

第23条（感染症対策の強化）

感染症の予防及びまん延の防止のための取り組みを徹底する観点から、対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果の従業員への周知徹底、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を定期的に行うこととします。

第24条（相談・苦情の対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第25条（利用者代理人）

利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、予め選任した代理人をもって行わせることができます。

第26条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところにより、双方が誠意を持って協議の上定めることとします。

第27条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

本契約を証するため、本契約書2通を作成し、利用者は署名又は捺印の上、それぞれ1通を保有するものとします。

当事業所は、訪問看護サービスの提供開始に当たり、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者> 事業者名 医療法人社団 白羽会
(事業所名) エール訪問看護ステーション
(住所) 千葉県船橋市習志野台6丁目24-10

管理者 佐藤 恵美子

私は、重要事項説明書に基づいて、上記事業者よりサービス内容及び重要事項・個人情報の保護と利用目的・利用料の説明を受け、同意の上交付を受けました。

以下、代理人・利用者家族欄に署名をされた方は同欄の署名をもって、重要事項説明書 13に定める個人情報を使用する事に同意したものとします。

私は、この契約書に基づく訪問看護サービス・看護予防訪問看護サービスについて上記事業者より説明を受け、サービス契約を締結します。

令和 年 月 日

〒

<利用者> 住所 _____ (電話: _____)

氏名 _____

<代理人・利用者家族> *利用者代理人を選任した場合

〒

住所 _____ (電話: _____)

氏名 _____

利用者との続柄 _____

<事業者> 住 所 千葉県船橋市駿河台 1 丁目 33 番 8 号
コンフィデンス駿河台 201 号
事業者名 医療法人社団 白羽会
理事長 永島 徳人